

# 第1章 自治体学会規約

## 第一章 総則

(名称)

第1条 本会は、自治体学会と称する。

## 第二章 目的及び事業

(目的)

第2条 本会は、市民的視野に立ち地域に根ざした実践的な研究及び会員相互の交流をとおり、地域ごとの研究活動を促進し、自治体の自律的政策形成を促し、もって自治体学の創造と地域自治の発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- 1 地域における研究活動の促進
- 2 研究発表交流シンポジウム等の開催
- 3 機関誌その他の発行
- 4 各種情報の収集提供
- 5 会員間の情報交流・研究協力の支援
- 6 自治の研究と実践の業績にかかる表彰
- 7 その他運営委員会が適当と認める事項

## 第三章 会員

(会員)

第4条 会員は、個人会員及び団体会員とする。

- 2 自治体職員、自治体問題に関する研究を行う者及び自治体問題に関心を有する市民並びにこれらが構成員となっている団体は、代表運営委員の承認を得て本会の会員となることができる。
- 3 代表運営委員が前項により会員を承認した場合は、運営委員会に報告しなければならない。

(会費)

第5条 会員は、総会で定めた会費を納めなければならない。

(退会)

第6条 会員は、所定の様式による届出により、退会することができる。

- 2 運営委員会は、会費の滞納等会員としてふさわしくない行為をした者を退会させることができる。

## 第四章 機関

(役員)

第7条 本会に、次の役員を置く。

- 1 代表運営委員 3名以内
- 2 運営委員 50名以内
- 3 監事 2名

(選任)

第8条 運営委員及び監事は、会員のうちから総会において選任する。

- 2 代表運営委員は、運営委員のうちから互選により定める。

(任期)

第9条 役員は任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 前項の規定にかかわらず、役員はその任期満了後も後任の役員が就任するまでは、その職務を行う。

(代表運営委員)

第10条 代表運営委員は、会務を総理し、本会を代表する。

(運営委員)

第11条 運営委員は、運営委員会を組織し、会務を執行する。

(監事)

第12条 監事は、会計及び会務執行を監査する。

(顧問及び参与)

第13条 本会に、顧問及び参与を置くことができる。

- 2 顧問及び参与は、代表運営委員が運営委員会に諮って委嘱する。

(部会)

第14条 会務の執行のため、運営委員会のもとに部会を置くことができる。

- 2 部会に、部会長を置き、代表運営委員が会員のうちからこれを指名する。
- 3 部会の委員は、部会長が指名する。

(事務局)

第15条 会務を処理するため、本会に、事務局を置く。

(総会)

第16条 代表運営委員は、毎年少なくとも1回総会を招集しなければならない。

2 代表運営委員は、必要と認めるときは、臨時総会を招集することができる。

3 代表運営委員は、会員の5分の1以上の者から書面で総会に付議すべき事項を示して総会を招集すべき旨の要求があったときは、総会を招集しなければならない

(総会の議決事項)

第17条 総会では、この規約で別に定める事項のほか、次の事項を議決する。

1 事業報告及び収支決算に関する事項

2 事業計画及び収支予算に関する事項

3 その他代表運営委員が必要と認めた事項

(運営委員会)

第18条 運営委員会は、必要に応じ代表運営委員が招集する。

2 代表運営委員は、運営委員の過半数の請求があった場合運営委員会を招集しなければならない。

(議決権)

第19条 総会の議事は、出席者の過半数をもって決定する。

2 団体会員は、その指定する者一名をもって議決権とする。

3 運営委員会の議事は、出席者の過半数をもって決定する。

## 第五章 会計

(経費)

第20条 本会の経費は、会費、補助金、寄付金その他の収入をもってこれに充てる。

(会計年度)

第21条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

## 第六章 規約の変更及び解散

(規約の変更)

第22条 本規約は、総会において出席者の3分の2以上の同意がなければ、変更することができない。

(解散)

第23条 本会は、会員の4分の3以上の同意がなければ、解散することができない。

## 第七章 細則

(細則)

第24条 この規約施行についての細則は、運営委員会が定める。

附 則

この規約は、昭和61年5月23日から施行する。

(1990年7月6日一部改正、同月7日施行)

## 第2 細則規定

### 1 会費

#### (1) 年会費等

個人会費 7,500円 (年額)

団体会費 一口 15,000円 (年額)

学生会費 (大学生 (短大、専門学校を含む) 及び大学院生) 個人会員の年額の半額を免除する。

#### (2) 年度途中での入会に関する特例

当該年度の総会開催日以降会員となる場合は、当該年度の会費額の半額を免除するものとする。ただし、学生会員には適用しない。

#### (3) 団体会員の学会事業への参加

団体会員の学会事業への参加は、一口当たり2名とする。

#### (4) 適用年月日

減額規定の適用は、会員1人又は1団体に対して1回限りとする。

2007年8月25日より適用する。

### 2 総会

総会において、議長を選出する。

議長は、議案審議の進行を統括する。

### 3 運営委員会

運営委員は、本会の運営、本会の活動及び本会の発展に貢献する責務を負う。

運営委員は、地域選出または全国選出とする。

地域選出の運営委員は、主に各地域において活動する会員のうちから選出する。

全国選出の運営委員は、地域を限定せず活動する会員のうちから選出する。

運営委員会は、年2回程度開催する。

運営委員会は、委員の過半数の出席をもって成立する。ただし、委任状の提出があった場合は、出席したものとみなす。

運営委員会は、総会で議決があるまでの本会の事業計画及び収支予算を承認することができる。

運営委員会は、本会の設立及び発展に貢献した会員を名誉会員とすることができる。

### 4 委員会

運営委員会、役員会及び部会の会務執行を補佐するため、必要に応じて、運営委員会、役員会及び部会のもとに委員会を置くことができる。

委員会の設置は運営委員会で決定し、総会に報告する。

委員の選任は代表運営委員が行い、運営委員会に報告する。

委員会は、互選により委員長を選出することができる。

### 5 部会

本会に企画部会、編集部会、研究支援部会及び事業部会を置く。

各部会は、10名程度で構成する。

企画部会は、本会委員の研究発表・交流及び研鑽の機会として大会等を開催し運営する。

編集部会は、学会誌の編集、並びに本会会員間の情報交流及び社会に向けての情報発信を的確に推進する。

研究支援部会は、自治体学の構築をめざし自治体の諸側面の研究と実践の向上、本会会員の研究、発表、記録、情報交換の機会を拡充する。また、研究成果等を表彰する。

事業部会は、本会の新規事業を企画・開発し、学会活動の発展を図る。

### 6 役員会

代表運営委員は、本会の事業計画及び執行の統括並びに事務局への指揮、本会財務の基盤造成を行うため、部長等の本会の一部の役員を招集する役員会を開催することができる。

### 7 顧問及び参与

顧問は学識経験者、参与は自治体の首長のうちから委嘱する。

顧問及び参与は運営委員会への出席などを通じて、会の運営等に関して意見を述べるすることができる。

### 8 監事

監事は、監査結果を総会に報告する。また、総会及び運営委員会において、本会の事業のあり方についても意見を述べるすることができる。

### 9 入会

#### (1) 設立総会時

発起人は、設立総会時において、会員となる。会員として入会する意思を表示している者は、設立総会時において、会員となる。

(2) 設立後

入会希望する者は、入会申込書を、代表運営委員に提出し、その承認を得て会員となる。

1.0 事務局

2007年10月1日から2015年9月30日まで、特定非営利活動法人自治創造コンソーシアムに置く。

1.1 連絡先

〒104-0043 東京都中央区湊2-16-25  
ライオンズマンション鉄砲洲第3 202  
電話番号 03(6427)6685

1997年2月22日 一部改

正

1999年8月20日 一部改正  
2002年3月 3日 一部改正  
2005年4月 1日 一部改正  
2006年8月24日 一部改正  
2007年2月25日 一部改正  
2007年8月24日 一部改正  
2008年3月 1日 一部改正  
2008年8月21日 一部改正  
2009年8月20日 一部改正  
2010年8月20日 一部改正  
2011年10月8日 一部改正

## 第3 自治体学会地域活動支援費の支出基準

### 1 目的

この基準は、自治体学会が主体性を持ち、かつ地域での活動が活発化するとともに学会員の拡大に寄与するような地域のフォーラム、シンポジウムに対して支援費を支出するために必要な事項を定める。

### 2 支援対象

次の要件を満たすフォーラム又はシンポジウム(以下、「フォーラム等」という。)を支援の対象とする。

- (1) 事業主体に複数の学会員が主導的に関わっていること。
- (2) 事業内容が自治体学会の設立目的(自治体学会規約第2条)に沿うものであること。
- (3) 参加呼びかけが、少なくとも県の単位で広く行われ、かつ学会員を拡大する努力がなされていること。
- (4) 参加人員は20人以上とし、会員とともに非会員も参加できるものであること。
- (5) 支援の申請について当該地域の運営委員1人以上の了解を得ていること。
- (6) フォーラム等の結果を自治体学会の大会開催時に実施されるポスターセッションに参加し報告すること。

### 3 支援内容

支援の内容は、1つのフォーラム等の事業に対して次の(1)または(2)のいずれかの支援を行うものとする。

- (1) 地域活動支援金は、10万円を限度とし、会議の運営に必要な次の経費を対象として支給する。
  - ・ 講師招へい費、会場使用料、資料作成費、通信費等
- (2) 報告書作成支援金は、10万円を限度とし、報告書の提出後支給する。

### 4 申請

- (1) 地域活動支援金を受けようとする者は、地域活動支援金申請書(第1号様式)及び大会ポスターセッション参加申込書(第2号様式)を、当該フォーラム等の開催の前に、了承を得た地域運営委員を經由し又は確認を得た上で、代表運営委員に提出すること。
- (2) フォーラム等報告書作成支援金を受けようとする者は、報告書を作成後、フォーラム等報告書作成支援金申請書(第3号様式)に支出したことを証する領収書の写しと当該報告書を7部添えて代表運営委員に提出すること。

### 5 精算報告

地域活動支援金については当該活動終了後、精算報告書(第4号様式)をすみやかに提出すること。

1986年6月27日第1回企画部会決定事項

1988年10月25日第14回企画部会一部改正

1993年8月27日93年度総会一部改正

2007年6月24日第9回総務・活性部会一部改正

2008年10月11日第18回総務・活性部会一部改正

2013年7月15日役員会一部改正

## 第4 会議記録の公開基準について(改正が済んでいないため未定稿)

### 1 公開の対象となる会議

本会の会員は、次の委員会等の会議記録の公開を請求することができる。

- (1)総会
- (2)運営委員会
- (3)役員会
- (4)企画部会
- (5)編集部会
- (6)事業部会
- (7)研究支援部会
- (8)その他必要に応じて設置される委員会等

### 2 公開する内容

公開の対象となる文書は会議資料及び会議記録とする。

ただし、次に掲げるものについては、非公開とすることができる。(1)特定の個人、法人その他の団体(以下「個人等」という。)を識別できる内容を含む記録であって、これを公開することにより、当該個人等の利益を害したり、その活動等に支障を与える恐れがあるもの

### 3 申請方法

会議録の公開を求める会員は、会議録等公開申請書を提出する。

### 4 公開の決定

会議録等を公開することが適当であるかどうかの審査は、代表運営委員が行う。なお、代表運営委員は、必要に応じて、関連する会議の関係者等に意見を求めることができる。

### 5 不服申し立て等

公開決定等について不服があるとき、会員は、あらかじめ指名された会員3名で構成される会議録等公開審査会に審査を求めることができる。

会議録等公開審査会は、会員から不服申し立てがあったときは、調査審議を行い、代表運営委員に意見を提出するとともに、不服申立人に意見の内容を通知する。

代表運営委員は、審査会の意見を尊重した上で、改めて公開の適否について決定しなければならない。

### 6 会議録の作成

会議録には、次に掲げる事項等を記録することとし、会議終了後速やかに作成するものとする。(1)会議の行われた日時、場所

- (2)会議等の出席者
- (3)議題
- (4)議事概要

附則 この基準は、2001年8月24日から適用する。2010年8月19日一部改正

## 第5 運営委員等に対する旅費等の支出基準

### 1 運営委員会等に出席する会員の場合

- 1 細則規定に定める運営委員会、委員会、部会、役員会に出席を求められた会員、及び監査のために旅行を必要とする監事に対して次のとおり旅費を支給する。
- 2 支給する旅費は交通実費相当額とする。
- 3 交通の手段、ルート等はインターネット上の乗り換えサイトを参考に合理的かつ常識的なものを選択することとし、疑義がある場合は所管の部会等の意見を聞く。
- 4 会場所在都道府県内及び隣接都道府県に自宅がある場合には旅費は支給しない。
- 5 総会前日に開催される運営委員会等に出席する場合には旅費は支給しない。
- 6 総会前日以外に総会開催予定地で開催する企画部会に出席する場合の旅費は、予算の範囲内で別に定める。

### 2 事務局運営事務に従事する者の場合

- 1 事務局運営事務に従事する者が部会等に従事した場合は事務局所在地から部会等会場までの交通実費を支給する。
- 2 交通の手段、ルート等はインターネット上の乗り換えサイトを参考に合理的かつ常識的なものとし、疑義がある場合は所管の部会等の意見を聞く。
- 3 交通実費を支給する人数は、研究会(全国大会)は5人、運営委員会は2人、運営委員会以外の部会は1人を限度とする。
- 4 宿泊が必要な場合には宿泊実費を支給するものとし、宿泊の必要性については、所管の部会等が判断する。
- 5 通常の事務局運営事務を執行する時間外に開催された部会等に従事した場合は、従事時間を振り替えることとし、当分の間は、部会等への従事に対する日当等は支給しない。

2007年8月24日運営委員会決定事項

## 第6 大会における出演者の旅費等の支払い原則

- 1 大会の出演者のうち、会員には旅費等(交通費及び宿泊費)は支払わない。
- 2 非会員の出演者に対しては旅費等を予算の範囲内で支払うことができる。ただし、首長、議員、公務員、大学・研究所の常勤職員には公務出張を依頼するものとし、原則として支払わない。また、非会員に出演を依頼する場合には入会を働きかけるよう努力する。
- 3 開催都道府県内居住者である非会員の出演者については、原則として支払わないものとするが、居住要件により旅費が高額になる場合等については、企画部会において個別に判断する。
- 4 支給する旅費等の総額は、1大会あたり30万円以内とし、支給対象については、企画部会において協議し、決定する。

1997年8月29日運営委員会決定事項 2008年3月1日一部改正

## 第7 名誉会員認定基準

### 1 資格

運営委員会は、次の条件のすべてを満たす会員を名誉会員と認定することができる。

- 1 個人会員としての会員歴が通算20年以上、かつ年齢70歳以上の会員
- 2 本会の設立及び発展に大きく貢献したことについて、会員10人以上又は総務・活性部会から推薦があった会員

## 2 推薦及び総会への報告

名誉会員の推薦は随時受け付ける。推薦は、名誉会員の候補者氏名、その功績及び推薦者の氏名を明らかにして行わなければならない。名誉会員を認定した場合は名誉会員の氏名及びその功績を総会に報告する。

## 3 その他

名誉会員の会費及び大会参加費は免除とする。

# 第8 自治体学会情報提供サービス

## 1 内容

会員以外の希望する者に、ニューズレター、学会誌及び電子メール等により、自治体学会に関する情報(会員に通常提供する範囲内の情報)を有償で提供するものです。

## 2 情報提供料

個人:年間 7,500 円 団体:年間 1 口(2 名分)15,000 円

## 3 特典

大会及び学会主催、後援によるフォーラム等については、情報サービス利用者として、会員と同等の参加費で参加することができます。

2009 年 8 月 20 日運営委員会決定事項

# 第9 入退会手続等について

## 1 入会手続について

### (1) 申込手続について

- ・ 入会手続に際しては学会ホームページから、入会申込書をダウンロードし、所定の記入をしてメール、FAX、または郵送にて事務局宛送付してください。
- ・ 事務局に申込書をご請求いただければ、ご指定の住所に申込書をお送りいたします。

### (2) 会費について

- ・ 年会費は個人会員一般の方は 7,500 円、学生の方は半額、団体会員は 1 口 15,000 円となっております。
- ・ 年度後半(自治体学会の大会当日以降)に入会される場合は、年度後半分として、当該年度の会費は半額になります。学生の方の場合、年度後半の割引はありません。
- ・ 年が明けて 1 月から 3 月に入会される方は、当年度分の会費はいただきません。

2 登録事項の変更について・学会加入申込書に記載していただいた事項が変更になった場合は、ニューズレター等の送付先の記載内容の修正を行わなくてはなりませんので、必ず事務局あてに、メール、FAX、または郵送にて、ご連絡いただきますようお願いいたします。

## 3 退会手続について

(1) 退会手続について・電話でのご連絡をいただいても退会の受付とはいたしません。退会の時期を明示した退会届(様式任意)をメール、FAX、または郵便で事務局宛お送りください。

### (2) 会費について

- ・ 特段の理由がない場合、6 月以降に年度途中退会の申し出をいただいた場合でも、年度末退会扱いとし、当該年度の会費はお納めくださいますようお願い申し上げます。

# 第10 会費滞納会員に対する取り扱い

規約第6条第2項に基づく、会費滞納会員に対する取り扱いについては、毎年2月ないし3月の運営委員会にて過去2カ年を超える会費滞納者を報告し、年度末までに滞納が解消されない場合、退会扱いとすること。その際、該当者に対しては事前に退会になることを予告した滞納会費の督促を行うこと。

## 第11ホームページ等の御案内<未定稿 >

### 1 自治体学会ホームページについて

- 以下のアドレスで、学会のホームページを運営しています。  
<http://www.jigaku.org/>
- 会員で学会のホームページに掲載を希望する方は、事務局宛データをご提供ください。
- 地域活動支援費の支給を受けて、学会の後援事業となったフォーラム等については、ホームページの地域活動に掲載させていただきますので、チラシ等も合わせてご提供ください。
- 会員のページについては会員の方に、情報提供をおこなうためのもので、パスワードを設定しております。パスワードは半年に1回変更しております（かわら版1月、6月発行をご参照ください）。

### 2 メーリングリスト

- 自治体学会の会員の意見や情報交換のためのメーリングリスト(ML)を開設しています。  
**投稿先アドレス: [jigaku@iijnet.or.jp](mailto:jigaku@iijnet.or.jp)**
- 新規に入会された方は、特に辞退される方以外はMLに参加していただきます。そのほか、参加を希望される方は、事務局宛に登録を希望される旨のメールをお送りください。なお、その際、必ずお名前と会員番号をお書きください。
- 投稿内容のうち、皆様の地域でのフォーラム開催等に関し、学会ホームページの「交流ボックス」に掲載を希望される場合は、その旨を記して、投稿してください。

### 3 注意事項

- 現在運用中のメーリングリストに大きなファイルを添付すると、配信先の会員の皆さんが加入しているサーバーの状況によっては、オーバーフローしてしまい、迷惑をかける事態が生まれています。添付ファイルはで切るだけ避けて下さい。また、サイズの大きなものはご遠慮ください。
- 未登録の方がメール送信しても、ML参加者には内容が届きません。上記の手続により、必ず事務局に登録申請をしてください。
- 個人宛のメールのつもりでも、ML参加者全員に配信されるので、十分ご注意ください。
- 退会その他でMLから削除を希望される場合は、事務局宛ご連絡ください。

### 4 事務局のメールアドレス

[aah71720@pop06.odn.ne.jp](mailto:aah71720@pop06.odn.ne.jp)